

はじめに

課題解決先進国として、医療分野の研究開発を戦略的に推進することで世界最先端の医療技術・サービスを実現し、健康寿命をさらに伸ばすとともに、健康・医療分野に係る健康長寿産業の創出や健康長寿産業の海外における展開を促進することにより、海外における医療の質の向上にも寄与しつつ、健康長寿産業を戦略産業として育成し、我が国経済の成長に寄与することにより、新たなモデルを世界に拡げていくことが重要。

1. 総論

(1) 健康・医療戦略について

○ 健康・医療戦略の位置付け

健康・医療戦略は「健康・医療戦略推進法」（平成26年法律第48号）第2条に規定する「基礎から実用化までの一貫した研究開発の推進とその成果の実用化により世界最高水準の医療の提供に資する」といった基本理念にのっとり、第17条に基づき、策定。

○ 健康・医療戦略の基本理念

・ 世界最高水準の技術を用いた医療の提供

医療分野の研究開発における基礎的な研究開発から実用化のための研究開発までの一貫した研究開発の推進及びその成果の円滑な実用化により世界最高水準の医療の提供に寄与。

・ 経済成長への寄与

健康長寿産業の創出及び健康長寿産業の海外における展開の促進その他の活性化により、海外における医療の質の向上にも寄与しつつ、我が国経済の成長に寄与。

(2) 健康・医療戦略の対象期間：今後10年程度を視野においた平成26年度からの5年間

2. 各論【推進法 § 9～ § 16】

(1) 世界最高水準の医療の提供に資する医療分野の研究開発等に関する施策【推進法 § 9～ § 13】

基礎的な研究開発から実用化のための研究開発までの一貫した研究開発を推進し、その成果の円滑な実用化により、世界最高水準の医療の提供を実現。これにより、医薬品・医療機器関連分野における産業競争力の向上を目指すとともに、医療の国際連携や国際貢献を推進。

1) 国が行う医療分野の研究開発の推進、2) 国が行う医療分野の研究開発の環境の整備、3) 国が行う医療分野の研究開発の公正かつ適正な実施の確保、4) 国が行う医療分野の研究開発成果の実用化のための審査体制の整備等、5) その他国が行う必要な施策等

2. 各論【推進法 § 9～ § 16】

(2) 健康・医療に関する新産業創出、海外展開の促進等に関する施策【推進法 § 14】

国民ニーズにかなう質の高い医療を持続可能な形で提供するために、健康・医療分野を成長分野に変え、公的保険外のサービス産業を活性化させることで、我が国経済の成長に寄与すること、更には課題解決先進国としてのモデルを世界に拡大。

1) 健康・医療に関する新産業創出、2) 健康・医療に関する海外展開の促進、3) その他健康長寿社会の形成に資する施策

(3) 健康・医療に関する先端的研究開発及び新産業創出に関する教育の振興・人材の確保等に関する施策【推進法 § 15～ § 16】

国民の関心と理解を深めるような教育や学習の振興、広報活動の充実等を図るとともに、専門的知識を有する人材の確保や養成、資質を向上。

(4) 世界最先端の医療の実現のための医療・介護・健康に関するデジタル化・ICT化に関する施策

効率的で質の高い医療サービスの実現を図るとともに、日本の医療そのものが、新しい医療技術やサービスを生み出す世界最先端の知的基盤となるためにも、①医療・介護・健康分野における徹底的なデジタル化・ICT化を推進、②デジタル化された医療現場からデジタルデータを収集・分析し、医療のPDCAや効率的で質の高い臨床研究等が行うことができる持続可能なデジタル基盤の構築、③医療情報の扱い等、社会的なルールや運用の仕組みを作成。

1) 医療・介護・健康のデジタル基盤の構築・利活用、2) 研究開発・実装支援、3) 先進的実証事例、4) 医療情報・個人情報の検討

3. 施策の推進

(1) 健康・医療戦略（健康・医療に関する先端的研究開発及び新産業創出）の推進体制

1) 戦略実施に当たっての視点、2) 健康・医療戦略推進本部の設置、3) 日本医療研究開発機構

(2) 関係者の役割及び相互の連携・協力

1) 国の関係行政機関間の連携・協力、2) 地方公共団体の役割及び連携・協力、3) 大学等の研究機関の役割及び連携・協力、4) 医療機関及び事業者との連携・協力

(3) 健康・医療戦略に基づく施策の推進

1) 健康・医療戦略に基づく施策の実施、2) 国内各層のニーズを踏まえた施策の推進、3) 施策の実施機関間の連携強化に向けた取組の推進、4) 施策の進捗状況のフォローアップと公表の実施、5) 推進本部による健康・医療戦略のPDCAの実施、6) PDCAの結果を踏まえた組織、予算等の在り方の見直し